

第6章 精神保健

こころの健康支援室は福祉部門との連携のため市役所内に設置されており、精神保健福祉相談、ひきこもり相談支援、自殺対策など精神保健全般を担っている。

こころの健康支援室には精神保健福祉士5名、保健師2名が勤務しており、全員が精神保健福祉法第48条に定める精神保健福祉相談員を発令されている。また、臨時職員の保健師と臨床心理士がおり、計9名で対応している。

1 精神保健福祉相談事業

| | |
|------|------------------------------------|
| 目的 | こころの健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。 |
| 対象 | 市民 |
| 実施方法 | 精神保健福祉士および保健師による面接、電話、訪問による相談・助言 |
| 内容 | 睡眠障害、アルコール・薬物問題、ひきこもり等こころの健康に関する相談 |

精神保健福祉相談事業件数

(単位：人)

| 年度 | 老人 | 社会 復帰 | アルコ ール | 薬物 | キャン プ ル | ゲー ム | 思春 期 | 健康 づく り | うつ 状態 | 摂食 障害 | てん かん | その 他 | 合計 |
|-----|-----|----------|-----------|----|---------------|---------|---------|---------------|----------|----------|----------|---------|------|
| H29 | 89 | 19 | 151 | 19 | 7 | | 114 | 723 | | 4 | 6 | 2367 | 3499 |
| H30 | 106 | 58 | 87 | 47 | 20 | | 57 | 104 | | 5 | 3 | 4022 | 4509 |
| R 1 | 380 | 121 | 240 | 38 | 29 | | 255 | 389 | | 2 | 14 | 4364 | 5832 |
| R 2 | 288 | 72 | 200 | 38 | 11 | 10 | 198 | 79 | 576 | 14 | 27 | 4875 | 6388 |
| R 3 | 265 | 105 | 254 | 34 | 3 | 11 | 221 | 72 | 487 | 19 | 29 | 3822 | 5322 |

※H30年度から「健康づくり」は未受診者のみを集計（治療中断者は「その他」で集計）、R2年度から「ゲーム」「うつ状態」項目が追加

【厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告】

上記「その他」の内訳

(単位：人)

| | 統合失 調症 | 躁状態 | 気分障害 | 人格障害 | 知的障害 | 児童虐待 | 受診援助 | その他の 依存 | その他 | 合計 |
|-----|-----------|-----|------|------|------|------|------|------------|------|------|
| R 2 | 1949 | 92 | 174 | 432 | 388 | 6 | 85 | 9 | 1740 | 4875 |
| R 3 | 1482 | 113 | 72 | 503 | 431 | 10 | 163 | 16 | 1134 | 3924 |

※R1年度(2019年度)から集計開始。重複あり。

精神保健福祉相談事業内訳の再集計

【厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告】

| | うつ・うつ状態 | 発達障害 | ひきこもり | 自殺関連 | 犯罪被害 | 児童虐待 | 受診援助 | 災 害 |
|-------|---------|------|-------|------|------|------|------|-----|
| H 2 9 | 130 | 141 | 112 | 152 | 4 | 2 | 221 | 0 |
| H 3 0 | 194 | 86 | 110 | 146 | 1 | 1 | 331 | 0 |
| R 1 | 458 | 434 | 158 | 399 | 15 | 4 | 142 | 0 |
| R 2 | 576 | 384 | 190 | 343 | 35 | 6 | 85 | 0 |
| R 3 | 487 | 290 | 212 | 276 | 18 | 10 | 163 | 0 |

相談件数合計の相談手段

| | 電話 (年度初) | 電話(再) | 訪問 (年度初) | 訪問(再) | 来所 (年度初) | 来所(再) | メール手紙 | 合計 |
|-----|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------|------|
| H29 | 516 | 1901 | 64 | 233 | 294 | 491 | | 3499 |
| H30 | 644 | 2689 | 86 | 303 | 249 | 535 | 3 | 4509 |
| R1 | 736 | 3499 | 148 | 512 | 307 | 623 | 7 | 5832 |
| R2 | 778 | 4205 | 123 | 447 | 272 | 556 | 7 | 6388 |
| R3 | 705 | 3184 | 111 | 407 | 232 | 670 | 13 | 5322 |

※H30年度から「メール手紙」項目が追加

警察及び受診援助への対応

警察から処遇について相談があった場合、23条通報で診察・措置不要になった場合及び措置入院解除後について、本人及び家族の支援を行う。また、事前に相談があり必要と判断した場合は、警察と連携し入院の受診援助を行っている。

2 精神保健専門相談事業

- 目的 通常精神保健福祉相談では対応できない困難事例について、適切な医療や療養生活に繋げるよう専門家によるスーパーバイズを受け、担当者のスキルアップを図る。
- 対象 精神保健福祉相談において受理したケースにかかる関係機関
- 実施方法 精神科医師（偶数月）および臨床心理士（奇数月）によるスーパービジョン
- 内容 未受診事例等の相談、面接、訪問等
市保健所職員および関係各課の受理した相談の振り返り、疾病性の見立て、緊急介入の見立て等のスーパーバイズを受ける。

令和3年度専門相談事業件数

| | 開催回数 | 事例件数 |
|--------------|------|-----------|
| 医師による専門相談 | 6回 | 訪問4件、面接2件 |
| 臨床心理士による専門相談 | 5回 | 検討事例9件 |

3 ひきこもり相談支援事業

目的 ①誰にも相談できず孤立しがちな当事者および家族、市民等に対し、専門家による講演等を通じて正しい知識を普及する。また同じ悩みを抱える家族等に集いの場を提供して、グループワークによる対処能力の向上を図るとともに、ひきこもり当事者に対しては居場所を提供して、社会と接点をもつ機会をもうけ、ひきこもりからの回復について取り組む。
 ②ひきこもりを含む精神保健福祉相談を担当する支援者に対して、専門家によるスーパーバイズを実施してスキルアップを図る。

対象 ①市内在住でひきこもりの当事者に関わる家族、関心のある市民、支援者など

実施方法 当事者による体験談、クロストーク(当事者と専門家)による支援について考える。

| | | | | | |
|----|---------|--------------------|------|--------|--------|
| 内容 | 市民教室 | 令和3年12月16日 | | 参加者 | 20人 |
| | | 「地域で見守り、支える、ひきこもり」 | | | |
| | 講師 | NPO法人越谷らるご理事長 | | | |
| | 家族のつどい | 第1回目 | 令和3年 | 7月14日 | 参加者 7人 |
| | | 第2回目 | 令和3年 | 9月8日 | 参加者 2人 |
| | | 第3回目 | 令和3年 | 11月10日 | 参加者 5人 |
| | | 第4回目 | 令和4年 | 1月12日 | 参加者 5人 |
| | | 第5回目 | 令和4年 | 3月9日 | 参加者 6人 |
| | 当事者の居場所 | 第1回目 | 令和3年 | 6月9日 | 参加者 3人 |
| | | 第2回目 | 令和3年 | 8月11日 | 参加者 3人 |
| | | 第3回目 | 令和3年 | 10月13日 | 参加者 2人 |
| | | 第4回目 | 令和3年 | 12月8日 | 参加者 1人 |
| | | 第5回目 | 令和4年 | 2月9日 | 参加者 2人 |

家族教室等の参加者で希望があった場合、地区担当者による個別面接を実施した。
 なお、個別相談件数は相談事業欄参照

対象 ②ひきこもり相談支援を担当している支援者（庁内外関係機関・団体）

実施方法 講義（精神保健専門相談事業の7月開催分を下記内容で実施）

内容 ひきこもり支援者研修会 令和3年7月20日 参加者 15人
 講師 菊池臨床心理オフィス（臨床心理士）

4 精神保健福祉法施行事務

目的 精神保健福祉法に規定する法施行事務を確実にいき、精神障がい者の人権を守る。
内容 法定書類のチェック

管内3精神科病院から提出される医療保護入院者入院届、同退院届、同定期病状報告書、措置入院者定期病状報告書が適正な内容であるかチェックし、春日部保健所を經由し埼玉県精神医療審査会へ提出する。

| | | | |
|--------------------|-------------|------------------|-------------|
| 医療保護入院者入院届 | <u>939枚</u> | 医療保護入院者退院届 | <u>944枚</u> |
| 医療保護入院者 定期病状報告書 | <u>92枚</u> | 措置入院者 定期病状報告書 | <u>4枚</u> |

5 精神保健普及啓発事業

目的 こころの健康づくりや精神疾患（うつ病やアルコール問題等）に関する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、市民がこころの健康に関心を持ち精神的健康を保てるようにするとともに、精神障がい者に対する誤解や偏見を減らし、精神障がい者の社会復帰・社会参加等への地域住民の関心と理解を深める。

対象 市内在住でうつ病の当事者を抱える家族
アルコール問題の相談を希望する当事者、家族

実施方法 家族教室や専門相談等の開催

内容 1 うつ病家族教室
うつ症の当事者を抱える家族に正しい知識を普及する。

① 令和3年11月4日 訪問看護ステーションけあぐ 看護師
「訪問看護の役割、本人への接し方、家族の心の健康について」
参加者 24人

② 令和3年11月18日 講師 順天堂越谷病院 精神科医
「うつ病の理解と対応について」
参加者 19人

③ 令和3年11月25日 当事者の方
「当事者の体験談について」
参加者 20人

2 アルコール依存専門相談

アルコールに関する相談を希望する当事者や家族を対象に、断酒会の協力を得て正しい知識の普及や治療の動機付けを行う。

令和3年11月11日

11月16日

参加者 6組

6 自殺対策推進事業

目的 越谷市を「誰も自殺に追い込まれることのない市」とする。

対象 主に越谷市に在住、在勤者

事業内容

令和3年度自殺対策推進事業実績

| 内 容 | 開催時期 | 実 績 | 備 考 |
|---|--|--|---------------|
| ① 「小・中学校中堅教諭等資 質向上研修（自殺予防ゲ ートキーパー研修）」 ② 「学校職員向けゲートキー パー研修」 ・「こころの応急処置（メンタルヘル スファーストエイドの技法を用いて）」を ロールプレイを取り入れ実施 | ① 7月1日に開催 ② 7月27日、8月23日、 8月25日に開催 | 受講者 ① 34人 ② 66人 （18人、 20人、 28人） | 補助金補助率 1/2 |
| 小・中学生を対象としたこころの 健康に関する図画コンクール ・最優秀作1点、優秀作9点に対 し、市長名の賞状を授与 | 9月作品回収 10月6日図画審査会を開催 ・市内小中学校の児童・生徒を 対象に実施（小1～中3） | 回収数 139点 | 補助金補助率 2/3 |
| 自殺予防ポスター作製・配布 ・小・中学生を対象としたこころ の健康に関する図画コンクール の最優秀作品でポスターを作製 し、自治会掲示板等に配布、掲示 依頼 | 3月の自殺対策強化月間に合 わせ、市内関係機関へ配布 | 配布数 1,900枚 | 補助金補助率 1/2 |
| 街頭キャンペーン ・駅構内に市内小中学校美術部に よる「いのちを大切に」をテーマ とした作品を展示 ※コロナ禍により内容を変更し て実施 | ① 9月10日～9月30日 大袋・北越谷・越谷・蒲生駅に て展示 ② 3月中（掲示時期は各駅で 異なる。） 大袋・北越谷・越谷・新越谷・ 蒲生駅にて展示 | 展示数 計9点 | 補助金補助率 1/2 |
| メンタルヘルスチェックシステ ム「こころの体温計」 ・市ホームページからアクセスで きるセルフメンタルヘルスチェ ック | 通年実施 | アクセス件数 34,986件 | 補助金補助率 1/2 |
| 自殺未遂者相談支援事業 ・市内三次救急医療機関（獨協医 科大学埼玉医療センター）からの 要請に基づき、同意の取れた本人 又はその親族等に対し面接実施 | 4月1日～3月31日で実施 | 支援件数 16件 | 補助金補助率 2/3 |

| 内 容 | 開催時期 | 実 績 | 備 考 |
|---|--------------------------|-------------|--|
| 自死遺族相談 ・家族等を自死で亡くした遺族の相談を受け、自死遺族の会へつなぎ自責感や孤独感の軽減を図る | ① 9月13日で実施 ② 3月10日で実施 | 相談件数 計1件 | ① については、申込がなかったため、自死遺族の会『おおきな木』代表より自死遺族の会の活動報告を受け、情報交換、ケースレビューを実施した。 |
| 自殺対策連絡協議会 ・学識経験者、保健医療・法務・学校教育・産業労働・福祉関係者、自殺対策活動民間団体、公募市民等計24名からなる協議会において、自殺対策に関する協議を行う | 10月29日に開催 | 出席委員 15人 | 補助金補助率 1/2 |

補助金等 地域自殺対策強化交付金交付要綱・埼玉県自殺対策強化事業費補助金要綱

・各事業に対する補助率は年度ごとに変更となる。